

神奈川県行政書士会 会費の延納及び減免に関する規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、会則第 1 1 条の規定に基づき、会費の延納、減額又は免除する場合の申請の基準を定める。

(会費の延納)

第 2 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会長に対し会費の延納を申請することができる。ただし、原因発生前の会費滞納者を除く。

- (1) 災害または不慮の事故により、一時的に業務を行うことができなくなったとき。
- (2) 傷害、疾病により、一時的に業務を行うことができなくなったとき。

2 前項の申請をする者は、別紙様式 1 により申請の理由を記載し、これを証する書面を添付して提出しなければならない。その際、希望する延納の期間及び期間経過後の支払方法を併せて記載しなければならない。ただし、その期間は 3 ヶ月を限度とする。

(会費の減額)

第 3 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会長に対し会費の減額を申請することができる。ただし、原因発生前の会費滞納者を除く。

- (1) 災害又は不慮の事故により、相当の期間業務を行うことができなくなったとき。
- (2) 傷害、疾病により、相当の期間業務を行うことができなくなったとき。

2 前項の申請をする者は、別紙様式 1 により申請の理由を記載し、これを証する書面を添付して提出しなければならない。その際、希望する減額の割合及び期間を併せて記載しなければならない。ただし、減額の割合は会則第 9 条に定める額の 2 分の 1、期間は 1 年を限度とする。

(会費の免除)

第 4 条 会員が、震災、風水害、津波その他これらに類する大規模災害に罹災し、業務の遂行が著しく困難な状態に至ったときは、2 年を限度に会費の免除を申請することができる。ただし、原因発生前の会費滞納者を除く。

2 前項の申請をする者は、別紙様式 2 により申請の理由を記載し、これを証する書面を添付して提出しなければならない。

(延納等の決定)

第 5 条 会長は、次のとおり変更を求めることができる。

- (1) 第 3 条第 1 項各号の申請については、第 2 条第 1 項各号
- (2) 第 4 条の申請については、第 3 条第 1 項各号又は第 2 条第 1 項各号

2 会長は、理事会の承認を得て、次に掲げる事項を定める。

- (1) 延納の申請に対しては、3 ヶ月以内の猶予期間及び期間経過後の支払方法
- (2) 減額の申請に対しては、2 分の 1 以内の減額割合及び 1 年以内の減額期間
- (3) 免除の申請に対しては、2 年以内の免除期間

3 会長は、申請者が第 1 項の求めに応じない場合は、その申請を却下することができる。

4 この規則による本会会費の延納、減額、免除の申請者は、第 2 項又は第 3 項の処分に不服のあるときには、会長に対し異議を申し立てることができる。

- 5 会長は、前項の異議に理由があると認めるときには、第2項による変更手続を行い、異議に理由が無いと認めるときには、直ちに異議を却下することができる。
- 6 申請者は、前項の処分に対しては、再び異議を申し立てることができない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式1（第2条、第3条関係）

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会会長 殿

会費延納・減額申請書

神奈川県行政書士会会費の延納及び減免に関する規則に基づき、下記の通り、延納・減額を申請します。（該当項目に○をする。）

氏名	(会員番号)	所属支部 支部
【延納・減額の理由】		
減額の割合	%	
延納・減額の期間	年 月分	
【上記理由を疎明する資料】		
【延納の場合、期間経過後の支払い方法】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間経過後、一括して支払います。 ・ 期間経過後、延納期間中の会費を分割して経過後の会費に上乗せして支払います。（ 回払い） 		

別紙様式2（第4条関係）

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会会長 殿

会費免除請求申請書

神奈川県行政書士会会費の延納及び減免に関する規則に基づき、下記の通り、会費を免除していただきたく申請します。

氏 名	(会員番号)	所属支部 支部
大規模災害の種類	震災 風水害 津波 その他 ()	
免除期間	年 ヶ月分	
【免除請求の理由】		
【上記理由を疎明する資料】		
【その他特記すべき事項】		